

最終保障供給特例承認申請書

令和7年3月14日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

経料発 6 第 43 号

令和 7 年 3 月 14 日

経済産業大臣 武 藤 容 治 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	実施期日：令和 7 年 4 月 1 日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和 7 年 3 月 14 日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- （１） 適用期間は、（２）の場合を除き、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- （２） 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までといたします。

3 燃 料 費 等 調 整

燃料費等調整とは、最終保障供給約款 15（最終保障電力 A）（４）、最終保障供給約款 16（最終保障電力 B）（４）もしくは最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）（３）の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 3（市場価格調整）（２）に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費等調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

２（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款 15（最終保障電力 A）（４）、最終保障供給約款 16（最終保障電力 B）（４）もしくは最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）（３）の電力量料金は、最終保障供給約

款に定める燃料費等調整によらず，別表（燃料費等調整） 1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものいたします。

附 則

本供給条件の実施にともない、最終保障供給約款以外の供給条件（令和6年12月20日付け20241206資第19号承認。）は廃止する。

別表（燃料費等調整）

別 表

別表（燃料費等調整）

1 燃料費等調整額の算定

（1） 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0030$$

$$\beta = 0.3489$$

$$\gamma = 0.7318$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（2） 加重平均市場価格

1 キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.5425$$

$$\delta 2 = 0.4575$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費等調整単価

イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等} \\ \text{調整単価} \end{aligned} = (\text{平均燃料価格} - 49,800\text{円}) \times \frac{\text{別表（燃料費等調整）2 の基準燃料単価}}{1,000}$$

$$+ (\text{加重平均市場価格} - 12\text{円}64\text{銭}) \times \text{別表（燃料費等調整）3 の基準市場単価}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対

応する基準燃料費等調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和6年11月1日から令和7年1月31日までの期間	令和6年11月21日から令和7年2月20日までの期間	令和7年4月1日から令和7年4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間

b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、a にかかわらず、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和6年11月1日から令和7年1月31日までの期間	令和6年11月21日から令和7年2月20日までの期間	令和7年4月1日から令和7年4月30日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

(イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃 料 費 等
調 整 単 価

$$= \text{基準燃料費等調整単価} - (\text{ロ}) \text{に定める特別措置の燃料費等調整単価}$$

(ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年4月1日から令和7年4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間
1キロワット時につき	70銭

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19銭0厘
-------------	-------

3 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	30銭4厘
-------------	-------

4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費等調整）1（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、別表（燃料費等調整）1（2）の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに別表（燃料費等調整）1（3）によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

総合経済対策に基づく支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和7年2月分から令和7年3月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.3円（消費税等相当額を含む）を、令和7年4月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.7円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施するため、最終保障供給以外の供給条件を設定し、令和6年12月20日に承認を受けておりますが、令和7年4月1日の最終保障供給約款の実施にあたって、令和7年4月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.7円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる支援措置を実施するため、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があると、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費等調整単価の 算出根拠

特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費等調整単価

		令和7年4月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	70 銭